

滋賀県重度障害者地域包括支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、滋賀県重度障害者地域包括支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け滋障福第1184号。以下「実施要綱」という。）に基づき市町が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第2条の（1）から（5）に規定する事業を実施する市町とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金については、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、別記様式1により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が必要になった場合には、別記様式2により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 この補助金の実績報告は、事業完了後30日以内に別記様式3により知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第6条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日か

ら起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第7条 規則およびこの要綱の規定により提出する書類は、知事が定める日までに健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、滋賀県重度障害者地域包括支援事業費補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 重症心身障害者特別加算事業	<p>○県内施設 (単 価) 実施要綱別記1の2の(3)で定める額 (算 式) 単価×4月(5月以降に事業を開始した場合は事業を開始した月)から翌年3月までの各月の初日の実施要綱別記1の2の(2)で定める算定対象者の合計数</p> <p>○県外施設 (単 価) 実施要綱別記1の2の(3)で定める額 (算 式) 単価×4月(5月以降に事業を開始した場合は事業を開始した月)から翌年3月までの各月の初日の実施要綱別記1の2の(2)で定める算定対象者の合計数</p>	実施要綱別記1に基づく特別加算費として対象施設に交付する負担金補助及び交付金、扶助費	1/2
(2) 重症心身障害者対応看護職員配置加算事業	<p>(単 価) 看護職員を常勤換算数別に次に定める額</p> <p>常勤換算方法で1.8人以上 250円(日額) 常勤換算方法で1.5人以上 1.8人未満 160円(日額)</p> <p>(算 式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の算定対象者の総数</p>	実施要綱別記2に基づく看護職員配置加算費として対象事業所に交付する負担金補助及び交付金、扶助費	1/2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(3)重症心身障害者対応人員配置加算事業	<p>(単 価) 算定対象者1人あたり 1,520円(日額)</p> <p>(算 式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の算定対象者の総数</p>	実施要綱別記3に基づく人員配置加算費として対象事業所に交付する負担金補助及び交付金、扶助費	1/2
(4)強度行動障害者通所特別支援事業	<p>(単 価) 算定対象者1人あたり 1,800円(日額)</p> <p>(算 式) 上記該当単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の算定対象者の総数</p>	実施要綱別記4に基づく特別支援費として対象事業所に交付する負担金補助及び交付金、扶助費	1/2
(5)重症心身障害者入浴サービス加算事業	<p>(単 価) 算定対象者1人あたり 4,000円(日額)</p> <p>(算 式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の算定対象者の総数</p>	実施要綱別記5に基づく入浴サービス加算費として対象事業所に交付する負担金補助及び交付金、扶助費	1/2

滋賀県重度障害者地域包括支援事業実施要綱

(目的)

第1条 滋賀県重度障害者地域包括支援事業（以下「包括支援事業」という。）は、滋賀県と県内市町が共同し、重度障害児者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 包括支援事業の事業内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 重症心身障害者特別加算事業（別記1）
- (2) 重症心身障害者対応看護職員配置加算事業（別記2）
- (3) 重症心身障害者対応人員配置加算事業（別記3）
- (4) 強度行動障害者通所特別支援事業（別記4）
- (5) 重症心身障害者入浴サービス加算事業（別記5）
- (6) 重症心身障害者等施設整備事業（別記6）
- (7) 重症心身障害者ケアマネジメント支援事業（別記7）
- (8) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業（別記8）
- (9) 重症心身障害児等特別加算事業（別記9）

(実施主体)

第3条 前条の(1)から(5)については市町を実施主体とする。ただし、(2)から(5)については(1)を実施する市町が選択して実施できるものとする。

2 前条の(6)から(9)については、県を実施主体とする。ただし、(7)と(8)については、社会福祉法人等に委託して事業を実施することができるものとする。

(県の補助)

第4条 県は、第2条の(1)から(5)および(6)の事業に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【別記1】

重症心身障害者特別加算事業

1 目的

この事業は、重症心身障害者の入所支援を行う施設に対し、支援の充実に要する経費の一部（以下、「特別加算費」という。）を交付することにより、重症心身障害者に対する適切なケアを確保するとともに短期入所の実施を促進し、重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象施設

特別加算費は、次のアからオのすべてに該当する施設に対し交付するものとする。ただし、滋賀県外に所在する施設（以下、「県外施設」という。）については、アおよびイを除き、当該施設が所在する都道府県または市町村が定めるこの事業と同趣旨の事業で定める要件を満たす施設に対し交付するものとする。

- ア 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けていること。
- イ 改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日施行）に伴い改正前の児童福祉法の規定による重症心身障害児施設から移行した施設であること。
- ウ 各月において入所者1人に対して入所者の直接処遇にあたる人員（看護職員または生活支援員）を1人以上配置していること。
- エ 短期入所専用の定員枠を設けていること。
- オ 国または地方公共団体以外が設置または運営する施設であること。

(2) 特別加算費の算定対象者

特別加算費の算定対象者は、次のすべてに該当する者とする。

- ア この事業の実施主体である市町から介護給付費の支給決定または措置決定を受けていること。
- イ 市町が支給決定にあたり重症心身障害者（「障害福祉サービス等の支給決定にかかる重症心身障害児（者）の判断について」（平成25年3月26日滋障第583号）に基づき定める重症心身障害者と判断しているものとする。以下、「重症心身障害者」という。別記2から9において同じ。）であること。
- ウ 各月の初日において対象施設に入所していること。

(3) 事業内容

- ア 市町は、市町の定める方法により対象施設に対し特別加算費を交付する。
- イ 特別加算費の額は次のとおりとする。

- (イ) 県内施設 算定対象者一人当たり月額60,000円
- (イ) 県外施設 算定対象者一人当たり月額60,000円以内で、施設が所在する都道府県または市町村が定める額

【別記2】

重症心身障害者対応看護職員配置加算事業

1 目的

この事業は、重症心身障害者の通所支援を行う生活介護事業所に対し、医療的ケアの充実に要する経費の一部（以下、「看護職員配置加算費」という。）を交付することにより、重症心身障害者に対する適切な医療的ケアを確保し、重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業所

看護職員配置加算費は、次のアからオのすべてに該当する事業所に対し交付するものとする。

ア 生活介護事業所の指定を受けていること。

イ 各月の当該事業所の利用者のうち重症心身障害者が1人以上いること、かつ市の定める人数を上回っていること。ただし、障害者支援施設においては、入所者を除いた利用者のうち重症心身障害者が1人以上いるものとする。

ウ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ）を常勤換算方法で1.5人以上配置していること。ただし、障害者支援施設における生活介護事業所にあつては、施設入所者の支援として配置された看護職員を除き、常勤換算方法で1.5人以上の看護職員を配置していること。（※3）

なお、常勤看護職員等配置加算Ⅱ（指定障害福祉サービスの報酬告示第6の3の2）を算定している事業所は、対象から除くものとする。

エ 生活介護サービス費の人員配置体制加算（Ⅰ）の届出をしていること。

オ 国または地方公共団体以外が設置または運営する事業所であること。

※3：【算出式：通所生活介護利用者の支援として配置された看護職員数（常勤換算方法）

$$\text{障害者支援施設に配置されている看護職員数（常勤換算方法）} \times \frac{\text{各月の通所生活介護利用者}}{\text{（各月の施設入所者＋各月の通所生活介護利用者）}}$$

(2) 看護職員配置加算費の算定対象者

看護職員配置加算費の算定対象者は、次のアおよびイに該当する者とする。

- ア この事業の実施主体である市町から介護給付費の支給決定または措置決定を受けて対象事業所に通所していること。
- イ 障害者支援施設の入所者でないこと。

(3) 事業内容

- ア 市町は、市町の定める方法により対象事業所に対し看護職員配置加算費を交付する。
- イ 看護職員配置加算費の額は市町の定める額とする。

【別記3】

重症心身障害者対応人員配置加算事業

1 目的

この事業は、重症心身障害者の通所支援を行う生活介護事業所に対し、支援の充実に要する経費の一部（以下、「人員配置加算費」という。）を交付することにより、重症心身障害者に対する適切なケアを確保し、重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業所

人員配置加算費は、次のアからエのすべてに該当する事業所に対し交付するものとする。

- ア 生活介護事業所の指定を受けていること。
- イ 各月の当該事業所の延べ利用人員に占める重症心身障害者の延べ利用人員の割合が50%以上で、かつ市町の定める割合を上回っていること。ただし、障害者支援施設の場合は、入所者を除いた利用人員について算定した割合によるものとする。
- ウ 各月の一日当たり平均利用者数1.4人に対し、直接処遇にあたる人員（看護職員または生活支援員）の職員配置の常勤換算数が1人以上であること。ただし、障害者支援施設における生活介護事業所にあつては、通所にかかる利用者の各月の一日当たり平均利用者数1.4人に対し、直接処遇にあたる人員（看護職員または生活支援員）の職員配置の常勤換算数が1人以上であること。
- エ 国または地方公共団体以外が設置または運営する事業所であること。

(2) 人員配置加算費の算定対象者

人員配置加算費の算定対象者は、次のアおよびイに該当する者とする。

- ア この事業の実施主体である市町から介護給付費の支給決定または措置決定を受

- けて対象事業所に通所していること。
イ 障害者支援施設の入所者でないこと。

(3) 事業内容

- ア 市町は、市町の定める方法により対象事業所に対し人員配置加算費を交付する。
イ 人員配置加算費の額は市町が定める額とする。

【別記4】

強度行動障害者通所特別支援事業

1 目的

この事業は、強度行動障害者の通所支援を行う生活介護事業所に対して、支援の充実に要する経費の一部（以下、「特別支援費」という。）を交付し、新規通所者の受入れ促進および強度行動障害者に対するきめ細やかな支援の確保を行うことにより、強度行動障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業所

特別支援費は、次のアからキのすべてに該当する事業所に対し交付するものとする。

- ア 生活介護事業所の指定を受けていること。
イ 重度障害者支援加算（指定障害福祉サービスの報酬告示第6の7の2、注2）に係る算定基準に基づく人員配置に加え、算定対象者1人に対して直接処遇にあたる人員（看護職員または生活支援員）を常勤換算方法で0.5人以上配置していること。
ウ 算定対象者の個別支援計画を3ヶ月ごとに見直し、行動障害軽減のための各種指導、訓練等に継続的に取り組んでいること。
エ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者または行動援護従業者養成研修修了者（以下、「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成をしていること。（※1）
オ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行っていること。（※1）
カ 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業（または、これに相当すると市町が認めるスーパーバイズ）により、個別支援計画の作成、モニタリング、および支援方法に関する助言等を受け、行動障害への対応スキルの向上に努めていること。
キ 国または地方公共団体以外が設置または運営する事業所であること。

※1： やむを得ない事由により実践研修修了者、基礎研修修了者が欠けた場合は、やむを得ない事由の発生した日から1年間は、実践研修修了者、基礎研修修了者が

配置されていない場合であっても補助対象とする。ただし、その際には、事業所は、欠けた実践研修修了者、基礎研修修了者の代わりとなる次の研修受講予定者を提示するものとする。

(2) 特別支援費の算定対象者

特別支援費の算定対象者は、次のアからエのすべてに該当する者とする。

ア この事業の実施主体である市町から介護給付費等の支給決定または措置決定を受けて対象事業所に通所していること。

イ 障害支援区分が区分5または区分6の者のうち市町が定める区分に該当し、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が15点以上で市町が定める点数以上であること。

ウ 生活介護事業所の通所を開始した日から3年（行動関連項目の合計点数が18点以上の者については4年）未満で市町が定める期間未満であること。（※2）

エ 障害者支援施設の入所者でないこと。

※2：生活介護事業所の通所を開始した際、生活介護事業所に実践研修修了者、基礎研修修了者が不在の場合、実践研修修了者、基礎研修修了者が配置された日から3年（行動関連項目の合計点数が18点以上の者については4年）とする。ただし、生活介護事業所の通所を開始した日から実践研修修了者、基礎研修修了者を配置するまでの期間は1年以内とする。

(3) 事業内容

ア 市町は、市町の定める方法より対象事業所に対し特別支援費を交付する。

イ 特別支援費の額は市町が定める額とする。

【別記5】

重症心身障害者入浴サービス加算事業

1 目的

この事業は、生活介護事業所に対し、重症心身障害者の入浴サービスの実施に要する経費の一部（以下、「入浴サービス加算費」という。）を交付することにより、重症心身障害者の入浴サービスの機会を確保し、重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業所

入浴サービス加算費は、次のアからエまでのすべてに該当する事業所に対し交付するものとする。

- ア 生活介護事業所の指定を受けていること。
- イ 特殊浴槽を設置していること。
- ウ 入浴サービス提供時において、利用者への処遇に支障がない体制を整えていること。
- エ 国または地方公共団体以外が設置または運営する施設であること。

(2) 入浴サービス加算費の算定対象者

入浴サービス加算費の算定対象者は、次のアからウのすべてに該当する者とする。

- ア 市町が重症心身障害者と判断し、この事業の対象者として適切と認めた者であること。
- イ 対象事業所内で入浴サービスを受けていること。
- ウ 障害者支援施設の入所者でないこと。

(3) 事業内容

- ア 市町は、市町の定める方法により対象事業所に対し入浴サービス加算費を交付する。
- イ 入浴サービス加算費の額は市町が定める額とする。

【別記 6】

重症心身障害者等施設整備事業

1 目的

この事業は、グループホームや通所事業所における重症心身障害者等に対応した施設や設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、重症心身障害者等が利用できる施設の設置を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業者

社会福祉法人等（平成 17 年 10 月 5 日付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に規定される社会福祉法人等）

(2) 対象事業

ア 新規創設

(イ) 次の a から c のすべてに該当するグループホームを新規創設する場合の施設整備事業

- a 機械設備を活用した入浴が可能な浴室と脱衣室を整備すること。
(床面積：15 m²以上)
 - b 各居室等にスプリンクラーを設置するとともに、避難時の安全確保に配慮された構造となっていること。
 - c 電動車椅子等での生活を想定した十分な建物の広さと強度が確保されるとともに、住居内から公道への動線が確保されていること。
- (イ) 次の a から c のすべてに該当する生活介護事業所を新規創設する場合の施設整備事業
- a 機械設備を活用した入浴が可能な浴室と脱衣室を整備すること。
(床面積：45 m²以上)
 - b 災害時においても安全確保に配慮された構造（原則として平家建）や迅速に避難等が可能な人員体制を備えるとともに、定期的な避難訓練等の実施が計画されていること。
 - c 電動車椅子等での施設内移動を想定した十分な室面積や幅の通路等が確保されるとともに、各室から玄関を通過して公道に至るまでの動線が確保されていること。

イ 機械浴槽等設置

グループホームまたは生活介護事業所を整備する場合の入浴介助に必要な機械浴槽等設備の購入・設置事業（ただし、機械浴槽等設置に対し国庫補助制度がある場合は、本事業の対象としない。）

ウ グループホーム・生活介護事業所の改修および新規創設

次の a から c のすべてに該当するグループホーム・生活介護事業所において、強度行動障害者の支援に必要な個室（専用スペース）を設置するための改修事業および新規創設事業

- a 地域の自治体との間で、整備の必要性および運営について合意が形成されていること。
- b 重症心身障害者等の受け入れにあたって必要な、医療機関等の地域関係者とのネットワークが構築されていること。
- c 強度行動障害支援者養成研修または行動援護従業者養成研修を受講した（受講予定）の職員がいること。

【別記 7】

重症心身障害者ケアマネジメント支援事業

1 目的

この事業は、在宅の重症心身障害者を対象に、地域で実施するケアマネジメントをより専門的な見地からサポートし、重症心身障害者のそれぞれのライフステージに応じたより質の高い地域生活を支援するための地域が一体となった総合的な地域ケアシステム

の充実を図ることを目的とする。

2 事業委託先

社会福祉法人等（以下「事業者」という。）

3 事業内容

（1）地域で実施するケアマネジメントへの支援

障害者地域自立支援協議会や市町等からの要請に基づき、それぞれの地域で実施する障害者ケアマネジメントに対し、重症心身障害者支援の専門的見地からのアドバイス等を行う。また、総合的な地域生活支援を実現するため、必要に応じて重症心身障害者の相談支援や地域の関係者の調整を自ら行う。

（2）地域のサービス事業者への技術的支援

地域の障害福祉サービス事業所等が、重症心身障害者への適切なサービス提供が行えるよう、事業者への技術的な支援を行う。

（3）地域ケアシステム構築への支援

重症心身障害者を対象とした新たなサービスを創出する場合等、地域ケアシステムの構築に対し専門的見地から支援を行う。

（4）円滑なサービス利用に対する支援

重症心身障害者が適切にサービスを利用できるよう、全県のサービス資源を考慮した情報提供、サービスの斡旋を行う。

（5）施設入所調整に対する支援

「滋賀県重症心身障害児（者）の施設入所調整に関する実施要領」（平成 25 年 3 月 26 日付け滋障福第 590 号滋賀県健康福祉部障害福祉課長通知）に基づき、重症心身障害児（者）の施設への入所が適正かつ円滑に実施されるよう、市町等または入所調整会議事務局に対し専門的見地から支援を行う。

（6）医療的ケア児等に対する支援

重症心身障害児等の医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう保健・医療・福祉等の協議の場において、専門的見地から情報提供等を行う。

4 事業の実施

この事業は、事業を担当する常勤職員（以下「コーディネーター」という。）2名を配置する他、事業の運営に必要な職員を配置して行う。

なお、コーディネーターは、児童指導員、社会福祉士等、各種福祉施策に熟知している者であって、障害児（者）の生活支援業務または障害児（者）相談業務について相当の実務経験を有する者であることとする。

また、コーディネーターは専従とし、事業を受託する法人の運営する他の事業に従事することはできないものとする。

5 事業実施上の留意事項

（1）事業者は、市町や障害者サービス調整会議の行うケアマネジメント等の支援と密接な連携を確保した上で事業を実施することとする。

（2）事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すも

のとし、その業務に関して知り得た個人および家庭の秘密を漏らしてはならない。

- (3) 事業者は、事業の趣旨を踏まえ、職員の勤務体制等に配慮するとともに、特定の障害福祉サービス事業所等に偏らない事業の中立性について、他から誤解を受けることのない事業運営に努めるものとする。
- (4) 事業者は、支援事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。
- (5) 事業者は、それぞれの地域の障害者サービス調整会議へ積極的に参画する等により、市町、健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所、医療機関、職業安定所、特別支援学校(学級)、精神保健福祉センター、リハビリテーションセンター等と連携を密にし、地域に密着した生活支援の推進に努めなければならない。

【別記 8】

強度行動障害対応専門家チーム巡回事業

1 目的

この事業は、強度行動障害者通所特別支援事業による特別支援費の交付を受ける生活介護事業所（以下「加算対象事業所」という。）に対して、専門家チームを派遣し、個別支援計画の作成、モニタリング、支援方法に関する助言等を行い、加算対象事業所における行動障害への対応スキルの向上を図ることにより、強度行動障害者の生活の質的な向上を図ることを目的とする。

2 事業委託先

社会福祉法人等（以下「事業者」という。）

3 実施方法等

(1) 事業内容

加算対象事業所に対して強度行動障害者への支援に実績のある専門家で構成するチームを派遣し、以下の支援を行う。

- ア 特別支援費の算定対象者の個別支援計画作成支援、モニタリングの実施
- イ 加算対象事業所に対する行動障害への対応方法に関する助言・指導
- ウ 加算対象終了後事業所へのコンサルテーションの実施
- エ コンサルテーションの場を活用した地域での事例検討および情報交換の場づくり

(2) 実施方法

- ア 専門家チームは臨床心理技術者、医師、作業療法士、言語聴覚士、障害福祉サービス事業所の職員等で強度行動障害に関する知識を有する者で構成する。
- イ 加算対象事業所に対して、専門家チームを年1回以上計画的に派遣する。

ウ 強度行動障害を専門とする相談員による加算終了後の事業所へのコンサルテーションを実施する。

4 事業実施上の留意事項

- (1) 事業者は、精神保健福祉センターや発達障害者支援センター、市町、加算対象事業所等と密接な連携を確保した上で事業を実施することとする。
- (2) 事業に従事する者は、個人情報等の保護に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 事業者は、事業の趣旨を踏まえ、特定の障害福祉サービス事業所等に偏らない事業の中立性について、他から誤解を受けることのない事業運営に努めるものとする。
- (4) 事業者は、支援事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

【別記9】

重症心身障害児等特別加算事業

1 目的

この事業は、重症心身障害者の入所支援を行う施設に対し、支援の充実に要する経費の一部（以下、「重症心身障害児等特別加算費」という。）を交付することにより、重症心身障害者に対する適切なケアを確保するとともに短期入所の実施を促進し、重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象施設

重症心身障害児等特別加算費は、次のアからオのすべてに該当する施設に対し交付するものとする。ただし、滋賀県外に所在する施設（以下、「県外施設」という。）については、アおよびイを除き、当該施設が所在する都道府県または市町村が定めるこの事業と同趣旨の事業で定める要件を満たす施設に対し交付するものとする。

ア 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けていること。

イ 改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日施行）に伴い改正前の児童福祉法の規定による重症心身障害児施設から移行した施設であること。

ウ 各月において入所者1人に対して入所者の直接処遇にあたる人員（看護職員または生活支援員）を1人以上配置していること。

エ 短期入所専用の定員枠を設けていること。

オ 国または地方公共団体以外が設置または運営する施設であること。

(2) 重症心身障害児等特別加算費の算定対象者

重症心身障害児等特別加算費の算定対象者は、各月の初日において対象施設に入所している者であって、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 次の(ア)、(イ)の全てに該当する者とする。

(ア) 滋賀県中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、大津・高島子ども家庭相談センター（以下、「子ども家庭相談センター」という。）から介護給付費の支給決定または措置決定を受けていること。

(イ) 子ども家庭相談センターが支給決定にあたり重症心身障害児と判断している者であること。

イ 第2条の(1)の事業を実施していない市町から支給決定または措置決定を受けている重症心身障害者

ウ 平成25年3月まで滋賀県が交付する特別加算費の対象者であった者で、ア、イおよび第2条の(1)の規定に基づく重症心身障害者特別加算事業の算定対象者のいずれにも該当しない者

(3) 事業内容

ア 県は、別に定めるところにより対象施設に対し重症心身障害児等特別加算費を交付する。

イ 特別加算費の額は次のとおりとする。

(ア) 県内施設 算定対象者一人当たり月額60,000円

(イ) 県外施設 算定対象者一人当たり月額60,000円以内で、施設が所在する都道府県または市町村が定める額